

持ち去り古紙を繰り返し買い入れている事業者名の公表(第5回)

関東製紙原料直納商工組合では、昨年10月30日に、持ち去り古紙を繰り返し買い入れている事業者については警告を発するとともに、事業者名を明示したうえで警告を発した事実を公表することを明らかにしました。

次の事業者は、こうした厳しい方針を明らかにした後も相変わらず持ち去り古紙の買い入れを止めようとしないことから、4月1日付文書をもって警告を発しました。

なお、この間の経過の概要等は別紙の通りです。

警告の対象事業者

埼玉県八潮市大原526-1

八潮エコ株式会社

代表取締役 新堀 勝男

平成26年4月1日

関係各位

関東製紙原料直納商工組合

問合せ先 組合事務局 富所

電話 03-3833-4105

(別紙)

1 警告に至る事実経過

平成 26 年 1 月 16 日

東京都板橋区が G P S をセットした古紙が持ち去られ、八潮エコ株式会社
会社に持ち込まれる。(第 1 回目)

2 月 18 日

上記 1 月 16 日の事実に関連して、持ち去り古紙を買い入れないよう自主
的な防止策の立案・実施を文書により申し入れる。

また、これが警告に向けた第 1 回目の文書であることを申し添える。

3 月 8 日

茨城県取手市が G P S をセットした古紙が持ち去られ、八潮エコ株式
会社に持ち込まれる。(第 2 回目)

3 月 26 日

上記 3 月 8 日の事実に関連して、再び持ち去り古紙を買い入れたこと
の重大性を認識し、今後一切持ち去り古紙を買い入れないよう厳しく対
処することを文書により申し入れる。

また、もし三度持ち去り古紙の買い入れが判明した場合には、当組合
として警告を発するとともに、そうした措置をとったことを事業者名と
合わせて公にすることを申し添える。

3 月 22 日

茨城県取手市が G P S をセットした古紙が持ち去られ、八潮エコ株式
社に持ち込まれる。(第 3 回目)

2 上記1以外の八潮エコ(株)による持ち去り古紙の買い入れ状況

(GPSによる追跡調査による判明分)

平成25年6月10日 埼玉県松伏町

6月11日 埼玉県松伏町

6月28日 東京都西東京市(2個)

3 八潮エコ(株)の沿革

埼玉県八潮市大原526-1を営業拠点にしている事業者は次の通り

平成22年4月16日 北関東通商(株) (八潮工場) 登記

平成24年7月17日 八潮エコ(株) 登記